

可児市農業委員会第13回農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年12月5日(火)午後1時30分から3時15分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、可児すみ子、 栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	三宅 祥雅
事務局	課長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第64号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第65号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第66号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第67号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第68号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第69号 下限面積(別段面積)の設定について
議長 事務局	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務連絡をしますのでよろしくをお願いします。 まず、11月開催の「第12回総会」においてお尋ねがありました2点についてお答えし ます。 1点目は、今渡北小学校に隣接する農地について、「東に隣接する今渡北小学校が学校 用地として入手する意思があるのか」とのお尋ねがあった件についてです。対象の土地に ついて教育委員会に確認しましたが、「対象農地の購入予定はない」との回答がありました。 続きまして2点目です。場所は、今渡地内の国道248号バイパスの高架の西側で愛知用 水の北側において農地転用の申請に隣接する道路の車止めの扱いについてお尋ねがあ りました。建築指導課に確認したところ、「本件の開発に伴い、道路が開発区域の一部とな ることから、開発事業者が道路を整備して車止めを撤去する」との回答がありました。 続きまして、坂戸地内において農地法第5条、農地法第4条及び第5条の事業計画変更 の許可申請が提出されております件について説明します。現在、計画区域には、4件の5 条許可があります。その計画を変更し、隣接する雑種地を一部加えて分譲住宅10棟を建 築し、貸資材置場及び貸駐車場を整備するものです。4件の許可案件ごとに事業計画変更

をする必要がありますので、5条については2件、4条事業計画変更については5件、5条事業計画変更については2件、合計9件の申請となります。以上です。

議長 平成29年第13回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

只今の農業委員の出席委員は14名で、定足数に達しております。

また、推進委員の欠席委員は1名であり、出席委員は8名です。

これより、平成29年第13回可児市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、11番兼松君子委員、13番渡邊千春委員の両名を指名します。

議長 日程第2、議案第64号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第64号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転が1件、贈与による所有権の移転1件の、合計2件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の岐阜市の方と譲受人の柿田の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、柿田字六ノ坪外1筆、地目は田と畑、田は、農振農用地区域内の農地が1筆で面積は438㎡、畑は、農振白地の農地が1筆で面積は157㎡、合わせて595㎡です。

譲受人は申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は、水稻3,115㎡、野菜2,692㎡、合計5,807㎡となります。

受付番号2の案件は、譲渡人の郡上市の方と、譲受人の川合北の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。土地の概要は、川合北三丁目、地目は畑、面積は203㎡です。譲受人は、申請地の隣接地で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は、水稻2,740㎡、里芋5,137㎡、合計7,877㎡となります。

受付番号1、2の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。

1番柿田をお願いします。

栗本委員 受付番号1について、推進委員8番栗本が報告します。

譲受人は申請地の近くで耕作をしており、問題ないと思います。

議長 2番川合をお願いします。

大澤委員 受付番号2について、2番大澤が報告します。

議 長 譲受人は申請地の近くで耕作をしており、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第2 議案第64号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第65号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転10件と、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の合計12件の申請があります。

受付番号1の案件は、使用貸人の広見の方と、使用借人の名古屋市瑞穂区の方との間における、使用貸借権の設定で、使用借人が一般個人住宅の駐車場を整備するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字伊之木、地目は畑、面積は499㎡のうち7.99㎡、第1種住居地域の農地で、申請地の東側と南側は、貸人の畑、西側と北側は転用許可済みの一体利用予定地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。なお、農地法第5条事業計画変更受付番号1と同時申請となっております。

転用事由としましては、隣接する5条許可済みの畑と一体利用して、妻の父である使用貸人の所有地に使用貸借権を設定し、使用借人が一般個人住宅の駐車場を拡大し整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号2の案件は、譲渡人の中恵土の方と、譲受人の中恵土の方の間における、売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷、地目は畑、面積は1,022㎡のうち201㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は宅地、南側は譲渡人の畑、北側は道路に併設された水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、可児工業高校まで390m、キッズクリニックありすまで490mであ

ることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は、前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号3の案件は、譲渡人の御嵩町の方と、譲受人の東京都西東京市の法人との間における、売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅3棟を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字東欠、地目は田、面積は650㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は田、西側は道路、南側は道路、北側は水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、分譲住宅3棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、アカシクリニックまで170m、たけうちこどもクリニックまで490mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号4の案件は、譲渡人の坂戸の方と、譲受人の徳野南の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸資材置場を整備するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は1,000㎡のうち130㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側と南側は畑、北側は一体利用する畑となっており、許可後平成30年3月31日までの計画としての申請です。

なお、農地法第4条事業計画変更受付番号1及び農地法第5条事業計画変更受付番号2と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が隣接する5条許可済みの畑と一体利用して貸資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号5の案件は、譲渡人の坂戸の方と、譲受人の徳野南の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅10棟を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は1,000㎡のうち869㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は用悪水路、北側は一体利用地などの畑となっており、許可後平成30年5月31日までの計画としての申請です。

なお、農地法第4条事業計画変更受付番号2、受付番号4、受付番号5及び農地法第5条事業計画変更受付番号3と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が住宅分譲10棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の
一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意が
あります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備予定の埋設管から接続、
農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま
す。

受付番号6の案件は、譲渡人の矢戸の方と、譲受人の塩の方との間における売買による
所有権の移転で、一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字伊草山外2筆、地目は田、面積は合計184㎡、農振地域外の農地
で、申請地の東側と北側は道路、西側は河川堤防、南側は譲渡人の田と道路となっており、
許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が隣接する赤道を一体利用して、一般個人住宅を建築す
るとの計画であります。また、赤道は払い下げの予定となっております。

なお、申請人より、農地法の許可を受けずに農地を埋め立てて利用していたことから、
始末書が添付されており、追認許可を求めるものです。

農地転用許可区分は、市役所支所春里連絡所から170mであることから、立地基準判定
は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は前面道路の整備
済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になるこ
とはないと思われま

す。受付番号7の案件は、譲渡人の下恵土の方外1名と、譲受人の土田の方との間における
売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるもの
です。

土地の概要は、徳野南二丁目外1筆、地目は畑、面積は合計483㎡、農振地域外の農地
で、申請地の東側は宅地、西側と北側は道路、南側は畑となっており、許可後1年以内ま
での計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第2種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定
は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意があり、雨水排水は道路側溝へ放流、
上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっているこ
とから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号8の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の下恵土の法人との間における売買
による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲5区画を整備するため転用許可を求めるもので
す。

土地の概要は、今渡字町外3筆、地目は畑、面積は合計1,280㎡、農振地域外の農地で、
申請地の東側は道路と宅地、西側は道路、南側は道路、北側は畑となっており、許可後6
ヶ月までの計画としての申請です。

なお、農地法第5条事業計画変更受付番号4と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が宅地分譲 5 区画を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませております。雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備予定の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 9 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲 2 区画を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 559 ㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑と道路南側は道路、北側は畑となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が宅地分譲 2 区画を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 10 の案件は、譲渡人の名古屋市瑞穂区の方と、譲受人の東京都新宿区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅 2 棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字住吉浦外 1 筆、地目は畑、面積は合計 425 ㎡、農振地域外の農地で、申請地の北西側は鉄道敷地、北東側は宅地、南西側は宅地、南東側は用悪水路・道路に隣接した水路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

なお、農地法第 5 条事業計画変更受付番号 5、受付番号 6 と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅 2 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 11 の案件は、賃貸人の川合の方と、賃借人の川合の法人との間における賃借権の設定で、賃借人が環境計量証明事業会社の社員駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字東野、地目は畑、面積は 556 ㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路と水路となっており、許可後 1 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が環境計量証明事業会社の社員駐車場を整備するとの計

画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号12の案件は、譲渡人の東京都三鷹市の方と、譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字池田、地目は畑、面積は280㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

なお、農地法第5条事業計画変更受付番号7と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地への説明は済ませております。雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

1番広見をお願いします。

溝口(知)委員 受付番号1について推進委員9番溝口が報告します。

事務局から説明がありましたが、5条許可済の畑と一体利用し駐車場を拡大し整備するという申請です。問題ないと思います。

議 長 2番、3番中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号2、3について14番山田が報告します。

受付番号2ですが、周りは静かな住宅街になります。雨水排水は北側の道路側溝へ流れますので、農業用水への影響はありません。

続きまして、受付番号3ですが、周りには水田が広がっており田園地帯です。農業用水は取り入れ排水ともに用水路が整備されており、宅地化されても問題ないと思います。

議 長 4番、5番坂戸をお願いします。

日比野委員 受付番号4、5について6番日比野が報告します。

事務局に確認をさせていただきます。字の西ノ川原の読み方ですが、にしがわらでよろしいでしょうか。また、現地確認の際に2点質問した件の説明をお願いします。

事務局 字の読み方ですが、にしがわらでよろしいと思います。

質問の1点目ですが、農地地盤よりも低い位置にある水路は、開発に伴いどういう扱い

になるのかという質問ですが、建築指導課に確認しましたら、対象の水路は、水路敷ではなく農転申請地内にあり、埋め立てる予定です。東側の市道の東側には元々開水路の排水路が南北に通っており、その排水路を横断して東側から水路が横断して来ているとはなく、対象の箇所の水路自体は西進していると思われるので、本事業による埋め立てによる下流への影響ないと思われます。

2点目の申請地の東側道路に設置してあるバリケードに掲げてある看板は、農転許可後どういう扱いになるのかという質問ですが、建築指導課に確認したところ、開発に伴い設置されたもので、スーパーが管理しているということですが、バリケードは12月4日現在撤去済みでした。どのような経緯で撤去となったのか確認し農業委員会へ回答することです。

日比野委員 ありがとうございます。水路については了解です。バリケードについては、私が聞いていた経緯とは違いますが、撤去されるということであれば、問題ないと思います。

この案件は、資材置場と分譲住宅を建築するという申請です。資材置場は許可済の畑と一体利用して整備するという事です。分譲住宅は新たにすることだと思われます。問題ないと思います。

議長 6番矢戸をお願いします。

二宮委員 受付番号6について7番二宮が報告します。

事務局からの説明のとおり、農業用水への影響はなしということですが、当該の土地は一番下にある土地のため、田への農業用水の影響はないと思います。但し、北側の排水の一部が埋まっているのではないかという指摘がありました。そのために、上の土地から直接、可児川に排水できれば問題ないと思うのですが、それができないと農業用水の水が矢戸川に流れないという問題があると思いますので、確認する必要があると思います。

事務局 水路の側溝につきましては、担当部局に確認いたしまして、改めて報告させていただきます。

議長 7番徳野をお願いします。

大澤委員 受付番号7について2番大澤が報告します。

土地区画整理事業が行われた土地です。問題ないと思います。

議長 8番、9番、10番今渡をお願いします。

浅野委員 受付番号8、9、10について推進委員1番浅野が報告します。

受付番号8ですが、5区画に宅地分譲するという申請です。事変と同時申請です。上下水道は前面道路に整備予定の埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ流します。問題ないと思います。

続きまして、受付番号9ですが、2区画に宅地分譲するという申請です。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ流します。問題ないと思います。

続きまして、受付番号10ですが、分譲住宅2棟を建築するという申請です。事変と同時申請です。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ流します。問題ないと思います。

議長 11番、12番川合をお願いします。

大澤委員 受付番号11、12について2番大澤が報告します。

受付番号 11 ですが、社員駐車場として整備するという申請です。問題ないと思います。続きまして、受付番号 12 ですが、5 条許可済の土地で、所有者が変わるということです。第 1 種住居地域ということもあり、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

栗本委員、どうぞ。

栗本委員 事務局にお尋ねします。受付番号 11、12 ですが、雨水排水は自然浸透とありますが、道路より高く埋めて舗装された場合、道路に水が出てくるのではないですか。道路に側溝があればいいと思いますが。最近、異常な雨が降ったりしますが、道路に水が出るのは不安です。この場合だけではなくて、自然浸透というのは良くないのではないのでしょうか。

事務局 自然浸透についてのご質問ですが、通常であれば道路側溝とかに放流という形になりますが、開発とか農転をする場所が舗装されていないような所であれば、別途に浸透枡と言って雨水排水は地下に浸透させる能力を持った枡を設けて道路側溝に放流しないというやり方もあります。そういうやり方で対応するというので、こういった書き方をさせていただいております。実際、今回の受付番号 12 の案件ですが、道路に近い所に浸透枡を設けております。そちらで、ある程度地下に浸透させて対応します。降雨量が多い場合は全てに対応できるか分かりませんが、通常の降雨に対する対応はできると考えております。

議 長 そのほか、何か意見、ご質問等はございませんか。

大澤委員、どうぞ。

大澤委員 受付番号 12 については事務局から説明がありましたが、受付番号 11 の駐車場については採石を敷いて使い、舗装はしないということで自然浸透になっております。土地改良の条件としまして出ていると思いますが、もし、舗装や工作物を作った場合については、別途協議をなさいたいということになっておりますし、申請地の上の横には大きな排水がありますので、舗装した場合にはそちらに入れなさいという指導をしております。

議 長 そのほか、何か意見、ご質問等はございませんか。

事務局、どうぞ。

事務局 受付番号 6 の案件で、道路側溝が埋まっているという件ですが、土木課に問い合わせをしております。農地転用とは別になりますので、後日回答をさせていただきます。

議 長 そのほか、何か意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 3 議案第 65 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 66 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請
事務局 に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 66 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 5 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、当初計画者は、5 条許可後に貸資材置場を整備する計画でしたが、隣接する区域で大規模な分譲住宅事業を行うことになり、貸資材置場は事業区域を変更して規模を縮小し、実施するため承認を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は、1,108 m²のうち 893 m²、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は一体利用する畑、北側は宅地となっており、許可後平成 30 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

なお、農地法第 5 条受付番号 4 及び農地法第 5 条事業計画変更受付番号 2 と同時申請となっております。

転用事由としまして、貸資材置場は事業区域を変更して規模を縮小し実施するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号 2 の案件は、当初事業者は、5 条許可後に貸資材置場を整備する計画でしたが、隣接する区域で大規模な分譲住宅事業を行うことになり、貸資材置場は事業区域を変更して規模を縮小し実施するため承認を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は、1,108 m²のうち 215 m²、農振白地の農地で、申請地の東側は畑、西側は一体利用する畑、南側は一体利用する畑、北側は一体利用する雑種地、と宅地となっており、許可後平成 30 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

なお、農地法第 5 条受付番号 5 及び農地法第 4 条事業計画変更受付番号 4、受付番号 5、農地法第 5 条事業計画変更受付番号 3 と同時申請となっております。

転用事由としまして、隣接する区域で大規模な分譲住宅事業を行うことになり、貸資材置場は事業区域を変更して規模を縮小するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は、前面道路に整備予定の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

受付番号 3 の案件は、当初事業者は、5 条許可後に分譲住宅 2 棟を建築する予定でしたが、より効率的な土地利用を図るため、事業区域を拡大して分譲住宅 10 棟を建築することになりました。貸駐車場は、規模を縮小して実施することになったため承認を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は、947 m²のうち 331 m²、農振白地の農地で、申請地の東側と南側は畑、西側は道路に隣接した用悪水路、北側は一体利用する雑種地となっており、許可後平成 30 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

なお、農地法第 4 条事業計画変更受付番号 4 と同時申請となっております。

転用事由としまして、隣接する区域で大規模な分譲住宅事業を行うことになり、事業区域を変更して貸駐車場を整備するとのことです。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 4 の案件は、当初事業者は、5 条許可後に分譲住宅を 2 棟建築する計画でしたが、より効率的な土地利用を図り、事業区域を拡大して分譲住宅 10 棟を建築するため承認を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は、947 m²のうち 616 m²、農振白地の農地で、申請地の北側は畑と一体利用する雑種地、南側は一体利用する畑、西側は道路に隣接した用悪水路、東側は一体利用する畑となっており、許可後平成 30 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

なお、農地法第 5 条受付番号 5 及び農地法第 4 条事業計画変更受付番号 2、受付番号 5、農地法第 5 条事業計画変更受付番号 3 と同時申請となっております。転用事由としまして、より効率的な土地利用を図るため、事業区域を拡大して分譲住宅 10 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は、前面道路に整備予定の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 5 の案件は、当初事業者は、5 条許可後に不動産業駐車場及び貸駐車場を整備する計画でしたが、隣接地と一体で大規模な分譲住宅事業を行うことになり、事業区域を変更し分譲住宅 10 棟を建築するため承認を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は、1,000 m²、農振白地の農地で、申請地の北側は一体利用する畑、南側は畑、西側は道路に隣接した用悪水路、東側は一体利用する畑となっており、許可後平成 30 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

なお、農地法第 5 条受付番号 5 及び農地法第 4 条事業計画変更受付番号 2、受付番号 4、農地法第 5 条事業計画変更受付番号 3 と同時申請となっております。転用事由としまして、隣接地と一体で分譲住宅 10 棟建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は、前面道路に整備予定の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。

受付番号1から5については、全て坂戸の案件です。

以上で、説明を終わらせていただきます。

只今、事務局から説明がありました、地元委員から順次、発言をお願いします。

1番から5番坂戸をお願いします。

受付番号1から5について6番日比野が報告します。

受付番号1ですが、貸資材置場を整備するという申請です。問題ないと思います。受付番号2ですが、分譲住宅を建築するという申請です。一団のものですのでなかなか分かりにくいと思いますが、分譲住宅と資材置場と駐車場を同時に整備するという事です。許可済の所の事業変更ですので、問題ないと思います。

受付番号3ですが、北側にある駐車場を拡大するという事です。問題ないと思います。

受付番号4ですが、分譲住宅を建築するという申請です。問題ないと思います。

受付番号5についても、分譲住宅を建築するという申請です。問題ないと思います。

事務局にお伺いします。図面には受付番号4の申請地の北側に畑がありますが、ここはどうなりますか。

ここは、雑種地になっておりますので、エリアからは外れております。

分かりました。

只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

大澤委員、どうぞ。

この方は、5条で資材置場や駐車場や分譲住宅という転用目的で買って見えますよね。分譲住宅で買われた土地について10棟に増やすというのは問題ないと思いますが資材置場や駐車場を買われた土地について、農業委員会にいつまでに事業をやりますと言って買われていると思いますが、結果的にそれをやられなくて農地のままで事業変更するのですか。それとも、資材置場や駐車場にされて、地目変更を怠ってみえるのか。駐車場については駐車場になっていると聞きましたが、買われた目的に使われたのですか。現地確認をされた方、事務局どうですか。

現状は、5条許可後4件につきましては、宅地分譲2棟、貸資材置場、貸駐車場になってないです。

どういうことから取得したのか、説明をお願いします。

取得としましては、5条許可として平成10年及び平成29年に、合計4回に渡って取得されています。

資材置場として買われた土地は、資材置場に一回使われたのか、使われなかったのか教えてください。

資材置場につきましては、使われておりません。

ということは、この方は資材置場にしようと思ったが、何らかの理由で手放すと言うこ

とは分かりますが、資材置場で買いながら、周りを集めたら違うもので使うというのは、只、その土地が欲しいために資材置場という名目を使っただけではないでしょうか。本当に資材置場にするのだった資材置場にして地目変更すれば、事変をやらなくても、簡単に終わると思いますが、ちょっと抜け道を使って見えるように見受けられますが、地元委員どうですか。

- 日比野委員 現場の説明させていただきますと、駐車場につきましては駐車場で使われておりますが、それ以外は農地の状態です。取得については疑問が大変あるところだと思いますが、
- 大澤委員 地元委員がどうこうではなくて、行政として、事務局として県の農業委員会としてはどう思われるのでしょうか。駐車場というのであれば、駐車場にすればいいのにしない、周りの土地が固まるまで待っているのはどうかと思ったのですが、農業委員会で一度許可が下りたものについては、やむを得ないという解釈で進んで行くという考えでいいですか。
- 事務局 ご存知のように、心情的な問題と法的に通さないことができるかどうかという問題が常にあるわけです。大澤委員の言われることはごもっともですが、書類が提出された場合に事務局が突っぱねることができるかと言うと、県も不可能だと思います。こういった場合はお受けして、県に進達せざるを得ないというのが事務局の立場です。
- 大澤委員 書類に不備がなければ、通すしかないという形で進めると言う事で解釈すればよろしいと言う事ですね。分かりました。
- 議長 そのほか、何か意見、ご質問等はございませんか。
- 【意見なしの声多数あり】
- ご意見もないようですので、お諮りいたします。
- 日程第4、議案第66号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数あり】
- 議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。
- 議長 日程第5、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第67号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は7件の申請です。
- 受付番号1の案件は、当初計画者は、5条許可後に妻の父である使用貸人の所有地に使用貸借権を設定し、使用借人が一般個人住宅を建築するため着工しましたが、駐車スペースが不足するため、事業計画を変更することになりました。
- なお、農地法第5条受付番号1と同時申請となっております。
- 土地の概要は、広見字伊之木外1筆、地目は畑、面積は合計706㎡のうち416㎡、農振地域外の農地で、申請地の北側と南側は道路、西側は水路、東側は貸人の畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。
- 農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。
- 一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は前面道路の整備

済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、当初計画者は、5条許可後に資材置場及び駐車場を整備する計画でしたが、資材の使用量が減少したため事業を実施しませんでした。事業継承者は、隣接する区域で大規模な分譲住宅事業を行うことになり、申請地は隣接地と一体で貸資材置場として整備するため承認を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は1,000㎡のうち130㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側と南側は畑、北側は一体利用する畑となっており、許可後平成30年5月31日までの計画としての申請です。

なお、農地法第5条受付番号4及び農地法第4条事業計画変更受付番号1と同時申請となっております。

転用事由としまして、貸資材置場は事業区域を変更して規模を縮小し実施するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、当初事業者は、5条許可後に資材置場を整備する計画でしたが、資材の使用量が減少したため事業を実施しませんでした。事業承継者が、隣接地と一体で分譲住宅10棟を建築するため、承認を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字西ノ川原、地目は畑、面積は1,000㎡のうち869㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は用悪水路、北側は一体利用地などの畑となっており、許可後平成30年5月31日までの計画としての申請です。

なお、農地法第5条受付番号5及び農地法第4条事業計画変更受付番号2、受付番号4、受付番号5と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅10棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備予定の埋設管から接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、当初事業者は、5条許可後に住宅を建築する計画でしたが、接道要件が変更となり住宅を建築できなくなりました。承継者は、東側に道路が新設されたことから申請地を取得して宅地分譲5区画をするため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は234㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路と宅地、西側は道路、南側は道路、北側は畑となっており、許可後平成30年5月31日までの計画としての申請です。

なお、農地法第5条受付番号8と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が宅地分譲5区画を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備予定の埋設管から接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号5の案件は、当初事業者は、5条許可後に賃貸住宅を建築する計画でしたが、計画通りの収支が見込めないため、事業実施を断念しました。承継者は、申請地が駅に近く立地条件が良いことから、隣接地と一体で分譲住宅2棟を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字住吉浦、地目は田、面積は293㎡、農振地域外の農地で、申請地の北西側は鉄道敷地、北東側は宅地、南西側は田、南東側は用悪水路・道路に隣接した水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

なお、農地法第5条受付番号10及び農地法第5条事業計画変更受付番号6と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号6の案件は、当初事業者は、5条許可後に住宅を建築する予定でしたが、資金不足のため事業実施を断念しました。承継者は、申請地が駅に近く立地条件が良いことから、隣接地と一体で分譲住宅2棟を建築するため、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字住吉浦、地目は田、面積は132㎡、農振地域外の農地で、申請地の北西側は鉄道敷地、北東側は田、南西側は宅地、南東側は用悪水路・道路に隣接した水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

なお、農地法第5条受付番号10及び農地法第5条事業計画変更受付番号5と同時申請となっております。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号7の案件は、当初事業者の東京都三鷹市の方が5条許可後に住宅を建築する計画でしたが、資金調達が困難となり事業を実施しませんでした。承継者である川合の方は、売買により申請地を取得して一般個人住宅を建築するため承認を求めるものです。

土地の概要は、川合字池田、地目は畑、面積は 280 m²、農振地域外の農地で、申請地の東側は宅地と畑、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後から 1 年までの計画としての申請です。

なお、農地法第 5 条受付番号 12 と同時申請となっております。

転用事由としまして、一般個人住宅を建築することです。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は自然浸透、上下水道は、前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。

1 番広見をお願いします。

溝口(知)委員 受付番号 1 について推進委員 9 番溝口が報告します。

5 条受付番号 1 と同時申請の案件で、問題ないと思います。

議 長 2 番、3 番坂戸をお願いします。

日比野委員 受付番号 2、3 について 6 番日比野が報告します。

先ほどの説明と同じですので転用については問題ないと思います。

事務局にお尋ねします。議案書の備考に計画通り事業を遂行できない理由という欄があり、ここには記載がありませんが、先ほどご質問があったような件については、こういう所でしっかりやらせるということにしたら多少なりとも違うのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 今後、検討させていただきます。

議 長 4 番、5 番、6 番今渡をお願いします。

浅野委員 推進委員 1 番浅野が報告します。

受付番号 4 ですが、5 条受付番号 8 と同じ案件ですので、問題ないと思います。

続きまして、受付番号 5 ですが、5 条受付番号 10 と同じ案件ですので、問題ないと思います。

続きまして、受付番号 6 ですが、5 条受付番号 10 と同じ案件ですので、問題ないと思います。

議 長 7 番川合をお願いします。

大澤委員 受付番号 7 について 2 番大澤が報告します。

先ほど 5 条受付番号 12 で説明しましたが、現状は農地の登記になっております。その土地の所有権移転されるについての事業変更です。問題ないと思います。

議 長 只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

大澤委員、どうぞ。

大澤委員 事務局にお尋ねします。事変ですと受付番号 5 と 6 に分けてあり、5 条ですと受付番号 10 で一つに括ってありますが、受付番号 5 と 6 に分けてあるのは何故ですか。外 1 筆に

事務局 しても問題はないと思いますが。
 議 長 事変の受付番号5と6が別になっているということですが、当初事業者が別でしたので、それぞれで許可を得る必要があるため別での申請になっております。
 議 長 そのほか、何か意見、ご質問等はございませんか。
 【意見なしの声多数あり】
 議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第5、議案第67号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】
 議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。

 議 長 日程第6、議案第68号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
 事務局 議案第68号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。今月は1件の申請があります。
 受付番号1の案件は、下恵土の方が所有する畑です。
 土地の概要は、今渡字堀田、地目は畑、面積は0.12㎡です。平成5年に店舗敷地の一部として造成し、現在に至るとのことです。
 今回、非農地申請を行うものです。
 以上で説明を終わらせていただきます。
 議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から、発言をお願いします。
 1番今渡をお願いします。
 浅野委員 受付番号1について推進委員1番浅野が報告します。
 平成5年より店舗敷地、駐車場として使われており、農地ではありません。
 議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。
 【意見なしの声多数あり】
 議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第6議案第68号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、本案件については、これを証明することに、ご異議ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】
 議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおりこれを証明することに決しました。

 議 長 日程第7、議案第69号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
 事務局 議案第69号、下限面積（別段の面積）の決定について、内容を説明させていただきます。別葉の議案第69号と別添資料3に沿って説明します。
 農地法第3条の許可の基準の一つに、「農地の権利取得後の経営面積が原則として都府

県 50 a、北海道 2ha 以上になること」という規定があります。これを一般には下限面積制限といいます。

また、地域の平均的な経営規模がかなり小さい地域などで、この下限面積を一律に適用することが実情に適しない場合には、知事がその地域について 50 a 以下の別段の面積を定めることができるとされており、岐阜県においても平成 10 年 4 月 1 日からこの別段面積を定めており、兼山地区を除く可児市では 30 a、兼山地区においては 20 a となっています。

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議し、ホームページ等で公開することになっています。

算定基準（概略）ですが、設定区域は、おおむね同一と認められる地域で区分され、先述のとおり兼山地区を除く可児市と兼山地区に分けております。

単位はアールで、10 a 以上 1 a 単位となっておりますが、運用上 10 a 単位としております。

農家は、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯を対象としております。

基準としまして、定めようとする面積未満の農地を所有している農家戸数÷可児市の農家戸数が、概ね 4 割を下回らないという基準に基づき設定をしております。

なお、ここでいう農家戸数は、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯を対象としておりますので、10 a 未満農家数を差し引いた数となっております。

この基準をもとに、農家台帳データで集計を行いました。

兼山地区を除く可児市では、表を見ていただくとおり、4 割となるのが、25 a です。

兼山地区では、4 割となるのが、14 a です。

このことから、議案第 69 号平成 30 年度の下限面積（別段の面積）の設定については、次のとおりとします。

兼山地区を除く可児市については、方針として、農地法施行規則第 17 条第 1 項の基準に基づき、現行の下限面積 30 a は変更しません。

理由としましては、20 a に引き下げると、農家割合が 4 割を下回るためです。

兼山地区については、方針として、農地法施行規則第 17 条第 1 項の基準に基づき、現行の下限面積 20 a は変更しません。

理由としましては、10 a に引き下げると、農家割合が 4 割を下回るためです。

以上で説明を終わらせていただきます。

事務局、どうぞ。

補足させていただきます。つまり農地がばらばらになることを防ぐために、1 件当たりの最低の面積を決めているわけです。決め方にはルールがありまして、旧可児市は 30a 以上、兼山は 20a 以上持っていないと農地を増やすことができませんよということです。

議 長
事 務 局

考え方の基として農地がばらばらになることを防ぐために、こういう決まりがあります。

今後、事務局で計算をしまして、多分 30a と 20a は変わらないと思いますが、毎年この時期に皆様にお諮りをして、正式に 30a と 20a ということにしたいと思います。

議 長
日比野委員
事務局

日比野委員、どうぞ。

農地法施行規則第 17 条第 1 項はどのようなものなのか、説明をお願いします。

農地法施行規則第 17 条第 1 項の基準ですが、概略で説明させていただきますと、添付資料 3 の算定基準になります。設定区域 おおむね同一と認められる地域で区分、単位単位はアールで 10 アール以上 1 アール単位、基準 定めようとする面積未満の農地を所有している農家戸数÷可児市の農家戸数＝概ね 4 割を下回らない、この三つについて 17 条に記載されているところです。

議 長

只今、事務局から説明がありました、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 7 議案第 69 号、「下限面積（別段の面積）の設定について」は、原案どおり下限面積を設定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案どおり下限面積を設定することに決しました。

議 長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 29 年第 13 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

誠に、ご苦労様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

届出者 14 名

田 26 筆 面積 33,353 m² 畑 53 筆 面積 17,919.33 m²

合計 79 筆 面積 51,272.33 m²

2. 塩地内違反転用に関する事

3. 今後の日程

①平成 29 年度東海・近畿ブロック女性農業・推進委員研修会

並びに女性農業委員・推進委員視察研修会

12 月 12 日（火）から 13 日（水）

②現地確認 12 月 27 日（水）

③平成 30 年第 1 回総会 1 月 9 日（火）午後 3 時 30 分から